

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

令和4年6月1日以降用

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入の減少 のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。  
※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.6万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.4万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.6万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税所得】 非課税所得限度額 ⑫
	氏名		給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額 (⑥欄) の額を転記して下さい。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①  $A \times 12$  の額 (給与収入分) が 162.5 万円以下 → 55 万円
- ②  $A \times 12$  の額 (給与収入分) が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分  $\times 40\% - 10$  万円
- ③  $A \times 12$  の額 (給与収入分) が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分  $\times 30\% + 8$  万円
- ④  $A \times 12$  の額 (給与収入分) が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分  $\times 20\% + 44$  万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65 歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
  - : 130 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分  $\times 0.25 + 27$  万 5 千円
  - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分  $\times 0.15 + 68$  万 5 千円
- (65 歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
  - : 330 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分  $\times 0.25 + 27$  万 5 千円
  - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分  $\times 0.15 + 68$  万 5 千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪ 年間所得見込額 = ⑥ 年間収入見込額 - ( ⑧ 給与所得控除額 + ⑨ 事業収入等の経費 + ⑩ 公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者 (所得金額 48 万円以下の者)」「扶養親族 (16 歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	41.5 万円
配偶者・扶養親族 (1 名) を扶養している場合	91.9 万円
配偶者・扶養親族 (計 2 名) を扶養している場合	123.4 万円
配偶者・扶養親族 (計 3 名) を扶養している場合	154.9 万円
配偶者・扶養親族 (計 4 名) を扶養している場合	186.4 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0 万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用